

第63回 大津市入札監視委員会（令和6年度 第2回） 会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和6年11月21日（木） 10:00～12:00
- 2 開催場所 大津市役所 第二別館 Web会議室
- 3 出席者 委員 5名
(松山委員長、小島副委員長、石井委員、山本委員、松山委員)
事務局 6名
(契約検査課：栗田課長、服部補佐、戸川補佐、
杉本係長、平田主査、西原主任)

4 内 容

1) 開会

事務局及び委員長挨拶

2) 議事

(1) 入札及び契約手続きの運用状況等について

- ① 入札方式別発注工事総括表について
- ② 入札方式別発注工事一覧表について
- ③ 事案の抽出結果について
【当番委員抽出理由について説明】
- ④ 抽出事案説明書について

【質疑】

- 委員 予定価格は事後公表だが、事前公表しているものはあるのか。
- 事務局 すべて事後公表である。
- 委員 事後公表にすると、事前に予定価格が漏れることを懸念するが、どうか。
- 事務局 そのような案件は見受けられない。また、予定価格は外部に漏れることがないよう厳重な管理を徹底している。
- 委員 具体的にどのように管理しているのか。

○事務局 設計金額によって予定価格の設定権者が決まっている。例えば、設計金額が5千万円以上であれば副市長、1千万以上であれば部長が予定価格の設定権者となっている。それに基づいて、開札前に契約検査課の職員が設定権者に予定価格調書を書いてもらっている。また、その場では私たちも一旦席を外している。設定権者が書いた予定価格調書を封入封緘した状態で預かり、そのまま開札まで金庫に入れて保管している。

○委員 今回も入札参加者数が一定数確保されている案件もあれば少ないものもあるが、一定数確保できるよう、どのように考えているか。

○事務局 工事種別ごとのランク分けを毎年見直している。例えば前年度に参加者数が少ないランクがあれば設計金額の区分けを見直し、ランクの数を減らす等、検討を重ねて見直している。確かに、入札参加者数が少ない工事種別や工事発注のタイミング等の課題はあるが、都度、入札の条件設定を検討していきたい。

○委員 入札参加者数は以前よりも増加していると言えるか。

○事務局 大きく増加していないが、ランクごとにひずみがあった部分が是正され、バランス良く参加している状況に変わったと思う。

抽出事案1「瀬田公園体育館防水改修工事」について

【事務局説明】

【質疑】

○委員 複数の入札参加者が最低制限価格を下回っているが、何か思い当たることはあるか。

○事務局 今回の工事は体育館の屋根の防水工事だが、勾配屋根の改修がメインの工事で、カバー工法と言って、軽い金属のガルバリウム鋼板を既存の屋根に被せて改修するものであり、屋根防水とあるが、どちらかと言えば、建築一式工事がメインの工事である。この工事の設計は国が公表している単価を当てはめて設計するものではなく、カバー工法としての参考見積を取って設計している。だから最低制限価格を当てるのが難しく、3社については最低制限価格を下回ったことが考えられる。

○委員 今後も同じ工事があるのか、それとも1回きりか。

○事務局 防水工事は内容にもよるが基本的には10年に1回で、施工すると20年から30年間は維持できる。破れてきたところから順番に修繕するので、元々の防水工事の内容によって施工周期が変わる。今回の場合は施工から20年程経った屋根の防水工事だと思われる。今回の防水工事は9つの屋根が存在し、主に寄棟の屋根だが、他にもバルコニーや片流れ屋根等が複雑に絡み合っている。それ故に、金額を設計することが非常に難しく、金額に差が出たと思われる。また、最低制限価格を下回った理由は、見積もりを出した業者によってかなり金額が違うことと、屋根工事の場合は比較的安く見積もるところがあり、3社が失格となったものと思われる。

○委員 入札参加業者が失格で消えていくのはあまりよくないと思う。入札してきたら、それが評価されるようにしなければならないのではないかと思う。仕様や参考見積を使って設計した金額でギャップが解消できるような仕組みがあれば、市にとっても適正な価格で工事ができたのではないかと思われるので検討してほしい。

○事務局 入札参加業者からも入札時に見積内訳書をもっているのだから、比較しながら研究していきたい。

○委員 入札参加者の何割が失格になっているのか等、開札結果のデータを整理してはどうか。

○事務局 開札結果のデータを整理して、示せばと思う。

○委員 落札した業者は最低制限価格よりも約700万円高く、失格した業者は最低制限価格よりも約200万円低い。低入札価格調査で内容的に問題がなければ、失格した業者が落札となり得るのではないか。

○事務局 低入札価格調査を導入していないので、引き続き、どのような工種に適用すべきか、滋賀県等を参考にしながら研究を続けたい。

○委員 辞退者もいるが、辞退理由は何か。

○事務局 辞退した業者に確認する。

○委員 今年度の建築一式工事の落札率は95%と高く、落札率だけで談合等を判断することは困難なため、過去の入札状況等を精査し、業者ごとにどの工事をいつ、いくらで受注したかの分析が必要だと思う。

○事務局 今後は落札率だけでなく、業者ごとの入札参加及び落札状況等についても情

報収集に取り組みたい。

抽出事案2「田上中学校トイレ改修機械設備工事（A工区）」について

【事務局説明】

【質疑】

- 委員 工期はどれくらいかかるのか。
- 事務局 12月9日までだが、メインは夏休みを使って工事し、残りの工事は土日等、学校に影響がないように進めている。
- 委員 工事が1週間程で終わるのであれば、何も夏休みに集中させなくても春休み等の長期休暇中に分散させられるのではないか。
- 事務局 予算の関係があり、例えば春休みに施工するとなると、前年度に入札及び契約をしなければならない。そうすると、予算措置がされていないと入札及び契約ができないという課題があり、工事の平準化ができればとは思いますが、現状では調整が難しい。
- 委員 同種の工事案件が数多くあるが、本件は2回目の入札で落札されたが、他の案件も同様か。
- 事務局 1回目で落札されている案件が大半で、2回目で落札された案件が本件を含めて3件ある。
- 委員 入札金額が高めの金額で始まっているが、何か思い当たることはあるか。
- 事務局 トイレ改修機械設備工事は全国的にも手一杯で、受注してもらえる業者がいない上、資材単価及び人件費が非常に上がっていることが影響している。また、工事が完了するまで技術者を配置しなければならず、他の工事が受注できないので、どうしても金額が高めになる傾向がある。
- 委員 そもそも技術者がいないのであれば、欠席等になると思うが、他の工事が受注できなければ、ひとつの案件で最大限の利益を得なければいけないということか。
- 事務局 業者としては受注を取りに行くのであれば、予定価格程でないと割が合わないという感覚があると思われる。
- 委員 入札結果から色々見えてくるものがあると思う。事後に見積内訳書をもとに内容を点検した方が良いと思うが、どうか。

- 事務局 今後そのような視点で見たい。
- 委員 大津市の開札結果のページを見ると、過去に学校のトイレ改修機械設備工事のA工区を落札した業者が、同じ学校の同種の工事のB工区についても落札している案件がいくつか見られる。例えば、石山中学校トイレ改修機械設備工事（B工区）を落札している業者が、同じ中学校のA工区も落札している。また、真野中学校トイレ改修機械設備工事（B工区）についても、A工区を落札した業者が落札している。このようなパターンを見ると、棲み分けをしているのではないかと疑われる。そのような視点で見る必要があると思う。
- 事務局 本案件のような工事は学校との調整が求められるため、業者も一度工事に入った学校の状況を把握できていることから、入札額を頑張って下げて落札しているとも思われる。
- 委員 入札額が各参加者とも大まかな数字で、一生懸命積算したのか、疑問に思う。
- 事務局 本工事に限らず、2回目及び3回目の入札になると、経費をどこまで落とせるのかということをもとに積算し、結果的にそのようになっているかと思われる。

抽出事案3「南部衛生プラント解体撤去工事に伴う基本設計業務」

【事務局説明】

【質疑】

- 委員 入札の参加条件の所在地区分で、「本店又は委任先が近畿府県に存すること。」とあるが、本件が難しい案件で、やってくれる業者が少ないことは想定される。難しい案件で参加者が少なそうだと想定される場合には、もっと範囲を広げて参加者を募った方が良いかと思うが、どうか。
- 事務局 今後は全国に広げるよう検討する。
- 委員 以前、同様の衛生プラントの解体撤去工事の設計業務の発注時に、対象業者が9社あり、この9社が以前の業務の入札に参加したのか。
- 事務局 9社のうち3社が応札し、落札されている。
- 委員 9社のうち3社が応札され、落札されているということだが、その差は何が考えられるのか。今回1社になってしまった原因は何か考えられるか。

○事務局 以前の案件は本店又は委任先の所在地を近畿府県としていなかったことが挙げられる。また、技術者に求める要件として今回のような1級建築士でなければいけないことや、アスベストの講習を受けていなければならない等の条件を設定していなかったこともあるのかと思われる。

○委員 今回の案件は難易度が増したということか。

○事務局 案件の難易度に応じて望ましい要件の設定にした。公共工事として、できる限りリスクマネジメントしていく中で、そのような資格を有する技術者の配置を求めていくことになった。

○委員 どちらが良いのか。資格を持った技術者を付ける方がより適切な入札になってくるということか。

○事務局 案件ごとに施工課と協議し、全国的な事例を確認してどのような要件で入札執行しているかを参考にしながら進めている。また、本店又は委任先の所在地を近畿府県に縛っていることは、打ち合わせや現場確認が距離的に行き来しやすいということがあって、条件としていた。実際に1社しかいないのであれば、全国的に広げるべきであると考えている。

○委員 あまりハードルを上げると競争自体できなくなり、入札参加者がゼロになりかねないので、入札参加条件の設定の仕方を事前に議論した方が良いと思う。

○事務局 入札参加条件の設定について、しっかりと議論していく。

(2) 指名停止等の措置状況について

① 指名停止等の措置状況一覧表について

【事務局説明】

【質疑】

○委員 成績不良による指名停止とのことだが、賠償面はどうなるのか。不良だったらもう一度同じ業者にやってもらうのか。

○事務局 納期が3か月程遅れたため、損害賠償金という形で支払ってもらうこととなった。結果として納期が遅れているので成績不良の評価で、大津市建設工事等指名停止基準に基づいて指名停止期間を4か月とした経緯がある。

○委員 遅滞した上に提出された成果物が駄目だったわけではないのか。

○事務局 最終的に基準を満たした成果物を納品されているが、そもそもの納期が守ら

れなかった。もちろん、成果物としての基準に満たない部分については受領できないので、基準を満たすための修正作業に期間を要し、結果的に3か月間遅れてしまったということである。

以上